

◎新潟県告示第879号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年7月21日

新潟県知事 米 山 隆 一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
柿崎都市計画区域の工業系用途地域	上越市柿崎区柿崎の一部 上越市柿崎区金谷の一部 上越市柿崎区法音寺の一部 上越市柿崎区馬正面の一部 上越市柿崎区川井の一部 上越市柿崎区直海浜の一部 上越市柿崎区三ツ屋浜の一部 上越市柿崎区雁子浜の一部 上越市柿崎区上下浜の一部	平成29年7月12日